

令和7年度 官公需確保対策地方推進協議会

東京都中小企業団体中央会

[東京中央会の官公需関連事業と官公需適格組合事例紹介]

令和7年7月28日

I 東京中央会の官公需関連事業

1. 東京都中小企業団体中央会とは

1

- ・「中小企業等協同組合法」に基づく公益性の高い支援機関です。

2

- ・中小企業組合のための唯一の専門支援機関です。（事業協同組合、企業組合、商店街振興組合 等）

3

- ・会員によって組織され、中小企業の声を行政に反映するとともに行政施策を普及するための機関です。

4

- ・東京都の補助金と会員からの会費によって事業を運営しています。

中小企業組合のパートナー

・会員組合数 1,673
(令和7年3月末日現在)

東京中央会の詳細はこちら→ <https://www.tokyochuokai.or.jp>

2. 中小企業組合とは

中小企業は、規模が小さいことにより経営上様々な制約があり、個々の企業努力では解決が困難な課題が多くあります。そして、目まぐるしく変化する経営環境の中にあって中小企業が経営基盤を強化していくためには、**組合組織を活用**して不足している**経営資源を補っていく**ことが必要です。

例えば、新たな市場を開拓するために共同して販路開拓を行う、**大きな仕事に対して、共同受注で新規獲得を狙う**、知恵を結集して新技術の開発を行う、仕入れ先を一本化し、仕入れコストを低減させる、共同化によって物流コストを低減させる等、様々な共同事業が考えられ、**こうした取り組みを通して経営基盤の強化**を図ることが可能となります。

組合を組織するということは、中小企業が結集する場を創り、互いに支え合い、助け合って新たな価値を創造し、困難を乗り越えていくための**大きな経営戦略の選択肢**です。

3. 東京都中央会の官公需関連事業

(1) 官公需総合相談センターの設置

中小企業者に対する相談対応及び情報提供のため官公需総合相談センターを設置し、全国中央会に報告しています。

- ・相談件数 198件（令和6年度実績）

(2) 官公需適格組合の証明取得、更新等の支援

①官公需適格組合制度とは

官公需適格組合制度は、官公需法第3条「・・・組合を国等の契約の相手方として活用するように配慮しなければならない。」の規定を受け、昭和42年に創設

- ◆中小企業庁（各地方経済産業局等）が要件を満たす組合を官公需適格組合として証明する制度

- ◆官公需適格組合は、入札参加の際に特例*の対象

*特例

- ◆証明を受けた官公需適格組合は、競争契約参加資格審査において、生産・販売高、資本金などについて、組合の数値に組合員の数値を合算される可能性があります。

- ◆特例を受けることにより、上位の等級に格付けされる可能性があります。

3. 東京都中央会の官公需関連事業

(2) 官公需適格組合の証明取得、更新等の支援

②東京中央会の官公需適格組合

官公需適格組合証明制度を推進するため、官公需適格組合証明の普及、証明取得・更新等の支援を行っています。

区分	内容
官公需適格組合 の数	110組合 〔工事 27組合、物品納入等 83組合〕
官公需適格組合の 証明取得	新規 1組合〔工事 1組合〕 更新 20組合 〔工事 6組合、物品納入等 14組合〕

(令和6年度実績)

3. 東京都中央会の官公需関連事業

(3) 官公需施策の意見要望

①官公需適格組合懇談会の開催

官公需適格組合証明を取得した都内の組合同士で、受注確保に向けた情報交換を行うことを目的に毎年開催しています。

令和6年11月6日
東京都中小企業会館

- ① 「国における官公需施策について」
 - ② 「東京都社会的責任調達指針について」
 - ③ 「官公需をめぐる最近の動向及び官公需適格組合の先進モデル事例について」
 - ④ 意見及び情報の交換
- (令和6年度実績)

②中小企業団体全国大会の提出議案として、官公需対策の推進・強化を要望

国等は、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」を踏まえ、以下の項目を行うこと。

- (1) 官公需適格組合等の積極的活用を行うこと。
- (2) 官公需適格組合証明の工事に係る証明基準「組合の定款において、組合員が自由脱退する場合の予告期間を1年としていること」を撤廃すること。
- (3) 適正な予定価格による発注を行うこと。併せて「最低制限価格制度」を導入し、ダンピング防止対策を強化すること。

(令和6年度要望)

II 官公需適格組合 事例紹介

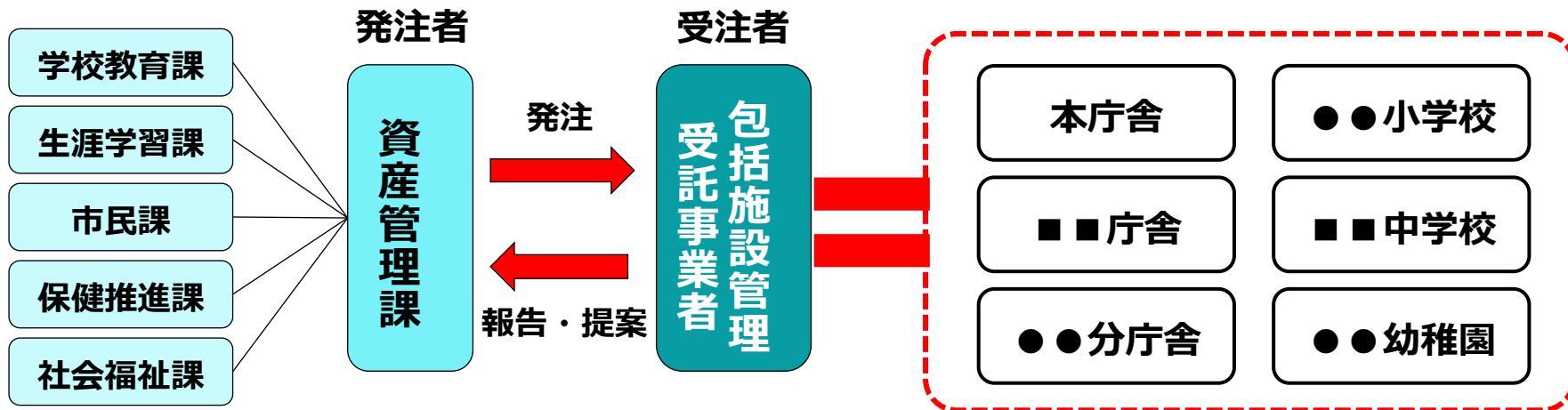
多摩ふるさと建設業協同組合

1. 多摩ふるさと建設業協同組合の概要

組合名	多摩ふるさと建設業協同組合
住 所	〒185-0012 東京都国分寺市本町2-2-15
設立年月日	平成 6年（1994年）11月10日
組合の地区	東京都（特別区施行の区域及び島嶼を除く）
組合員資格	建設業法の規定により許可を受け、建設業又は建物サービス業を行う事業者
組合員数	9人 職員数 事務局 3人
出資金	29,700,000円
許認可	建設業許可 東京都知事許可（特-4）第96756号 (土・建・と・鋼・舗・しゅ・水・解)
第1回官公需適格組合取得年月	平成8年9月（8関産商中振第2112号）
官公需区分	工事イ
主な事業	建設工事の共同受注、公共施設等の包括施設管理業務の共同受注、建設資材及び営業用消耗品の共同購買
主な受注先	東京都、国分寺市
受注額	令和6年度(2024年度) 1,737,337千円（令和7年3月31日現在）

2.多摩ふるさと建設業協同組合の特徴的な取組

包括施設管理委託



包括施設管理委託とは、行政が複数の公共施設の維持管理業務を包括的に委託することによって、統一した考え方による適切な維持保全を実現するための手法。

この取組により、予防保全型の維持管理への転換による公共施設の維持管理水準、安全性の向上及び長寿命化、並びに施設管理業務の効率化を図り、市民サービスの更なる向上と長期的な視点をもつた持続可能な公共施設マネジメントを推進することにつながる。

国分寺市では、令和3年度から包括施設管理委託の導入に向けて検討を進め、令和5年度に受託事業者選定を行い、令和6年度より事業を開始した（5年契約）。

2.多摩ふるさと建設業協同組合の特徴的な取組

包括施設管理委託 受注までの流れ

令和3年度

国分寺市は包括施設管理委託の導入に向けた検討を始める。

令和4年度

3月…国分寺市は、サウンディング型市場調査を実施
8月…「国分寺市における包括施設管理委託の導入に関する方針」を決定

令和5年度

組合は、大成有楽・多摩ふるさと共同企業体として国分寺市の公募型プロポーザルに参加。
審査の結果、優先交渉権を獲得し、その後契約に至った。

令和6年度

令和6年～令和11年の5年計画で公共施設の維持管理業務を担う。（期間終了後更新予定）

組合は、建設工事のみならずその後の施設の管理まで責任を持ち、予防保全型の維持管理に寄与している。

2.多摩ふるさと建設業協同組合の特徴的な取組

<具体的な取り組み>

①国分寺市と「災害時における応急対策活動に関する協定」（平成13年3月）を締結

- 平成13年3月に国分寺市と「災害時支援協定」を締結。

②周辺市、他組織との連携・協力

- 令和6年7月に警視庁と「大規模災害時における建設資機材等の提供に関する協定」を締結。さらに、国分寺市建設業協会及び周辺市の建設業協会とも連携している。

④人材育成・品質の管理

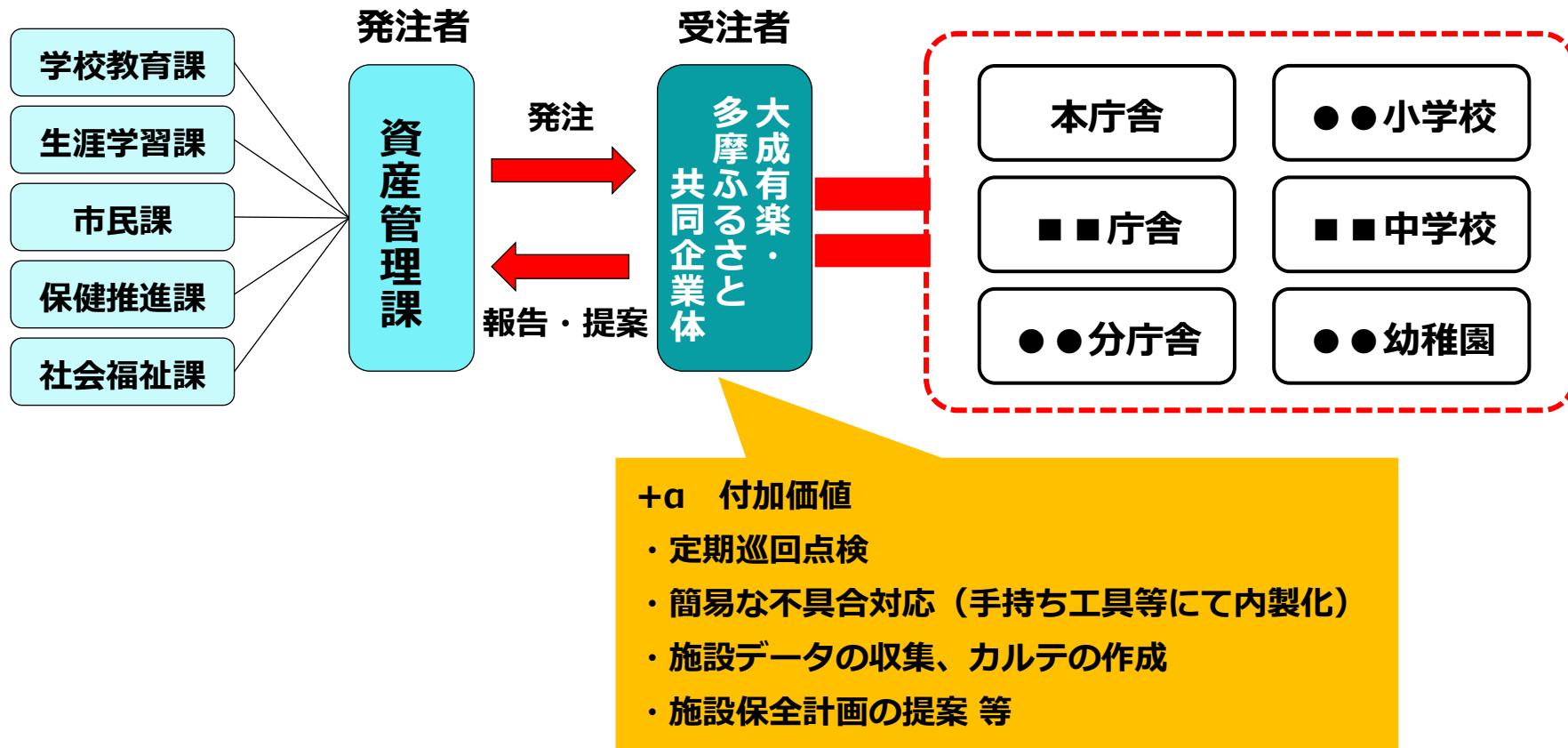
- 国分寺市建設業協会とともに防災訓練、技術研修会を実施。

④組合員確保の取組

- より大規模の案件に対応するため、組合員増加に注力している。
- 出資金及び賦課金を減額することにより、より広範囲の案件に対応できるように組合員増加のための働きかけを行っている。

2.多摩ふるさと建設業協同組合の特徴的な取組

包括施設管理委託



行政（各市）との様々な連携・協力、地域貢献活動、組合内部でのサービス品質の向上に努め、公共施設の建設工事から維持管理まで受け持つことにより、長期的に持続可能な公共施設の運営と組合の受注安定に繋がっている。

官公需についてのご相談は、
お気軽にお問い合わせください。

＜お問い合わせ先＞

東京都中小企業団体中央会 振興課

〒104-0061

東京都中央区銀座2-10-18

東京都中小企業会館7階

☎ 03-3542-0040(直通)